

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本熱処理技術協会、以下「本会」という。

2 本会の英文名は **The Japan Society for Heat Treatment** という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、熱処理に関する学術、技術の研究発表、調査、知識の交換、教育・普及並びに会員相互間及び関連学協会との連絡・提携を図り、もって学術、技術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 学術講演会及び講習会・セミナーの開催
 - (2) 学会誌及び学術図書の刊行
 - (3) 熱処理に関する人材育成
 - (4) 熱処理に関する研究調査
 - (5) 熱処理に関する研究の奨励と業績の表彰
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本国内及び海外において行う

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員及び維持会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 維持会員 本会の目的に賛同して入会した法人
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した大学又はこれに準ずる学校に在籍している学生（ただし、大学院学生も含む）
- (4) 外国会員 本会の目的に賛同して入会した外国の個人
- (5) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費等)

第7条 本会の会費は理事会の議決をもって別に定める。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理事会の定めるところにより退会届を提出することにより任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員に次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年を超えて滞納したとき
- (2) 全ての会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、第5条の社員をもって組織する。

(権限)

第12条 社員総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 役員報酬
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に、1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 社員現在数の5分の1以上から、会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会の招集の通知をしなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

4 第1項の通知は、法令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 維持会員については、代表者又は代表者が指名する者をもって社員とする。

(定足数)

第17条 社員総会は、総社員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び基本財産の処分
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該社員は、代理権を証明する書類をあらかじめ提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 社員総会の決議について、電磁的方法により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面に記すべき事項を法令に従い電磁的方法により本会に提出しなければならない。

4 前3項の場合における第17条(定足数)及び第18条(決議)の規定の運用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第21条 社員総会の議事に関しては、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする

3 会長または副会長のうちの1名をもって法人法上の代表理事とし、代表理事でない会長、副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする

(役員を選任)

第23条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において、理事のうちから選定する。

3 監事は、理事又は使用人（以下、「職員」という。）を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその業務に係る職務を代行する。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。

6 会長、副会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行、及び本会の業務並びに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令及びこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告する。

5 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。

6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令及びこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。

7 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為、その他法令及びこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為により本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

8 以上各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第26条 役員（理事及び監事）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第28条 本会の役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては社員総会において定める総額の範囲において報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(競業利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を延滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の人に対する損害賠償責任の一部免除)

第30条 本会は、法人法に規定される役員の人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所、並びに目的である事項の決定
- (2) この定款の施行、又は本会の運営に関する規定類の制定及び改廃
- (3) 前各号に定めるものの他、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長および専務理事の選定及び解職
- (6) その他、法令又は本会の定款に定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号又は4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の実数の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した理事から議長を選出する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わる事のできる理事の実数が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、理事会の議決に基づいて会長が管理し、基本財産のうち、現金は、定期預金とする等、確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第42条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数の総数の各々の3分の2以上の議決により、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第43条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第45条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が次の書類を作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表

- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- 2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を定款、社員名簿と共に主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 事業計画
 - (3) 収支予算
 - (4) 理事及び監事の名簿
 - (5) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金を分配することができない。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 解 散

(解 散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び社員現在数の総数の各々の3分の2以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には必要な職員を置く。
- 3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(補則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営、事業に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下、整備法という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事は深谷研悟、副会長は三島良直及び川寄一博とする。
3. 本会の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 深谷研悟、三島良直、川寄一博、福田達、市野良一、今村順、江上登、
奥村望、小野寺秀博、苧野兵衛、川寄 修、菊池正夫、小島彰、小林一博、
小溝裕一、斎藤基樹、野村博郎、古君修、松本賢治、已之上潤二、
監事 鈴木敏之、吉野吉人、上島秀美
4. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
5. この定款第2条の変更は、H24年度定時社員総会の議決により、H24年8月6日より施行する。
6. この定款第22条 3項と第40条 2項の変更は、H26年度定時社員総会の議決により、H26年6月18日より施行する。